

防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度の測定について

平成23年3月25日
文部科学省

1. 航空機による放出放射性物質の放射性濃度の測定

福島第一及び第二原子力発電所から空中に放出される放射性物質の拡散状況について、垂直的高度も含め、三次元的に確認するため、防衛省の航空機に空気中の塵埃測定器を搭載し、我が国上空の塵埃に含まれた放射性物質の核種及び放射能濃度を高度別に測定を実施する。

(行動計画)

○フライト日：3月24日より試験的に測定。(現在まで得られたデータは参考のとおり)

※今後、試験飛行で得られた測定結果を基に、原子力安全委員会や防衛省とも調整の上、飛行計画を決定し、実施する予定。

○測定高度：気流の流れや天候等を考慮し、航空機の能力に応じて決定

○測定場所：我が国上空をいくつかの高度で飛行し、大気中の塵埃に含まれた放射性物質の核種及び濃度を測定する。

2. モニタリング実施者

防衛省の所有する航空機において空気中の塵埃を捕集し、分析技術を有する(財)日本分析センターに分析協力をお願いし、大気中に含まれる塵埃の核種及び放射能濃度の測定を実施。

(参考)

防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の放射能濃度のモニタリングの測定結果

平成23年3月25日
財団法人 日本分析センター

採取場所	高度	採取期間	検出核種 (Bq/m ³)	
			Cs-137	I-131
百里～新潟	約3000m (10000フィート)	2011/3/24 11:12～ 11:40	0.0019	0.039
福島沖	約1500～3000m (5000～10000フィート)	2011/3/24 15:25～16:00	0.017	0.46

放射線モニタリングの実施状況について

平成23年3月25日
文部科学省

I. 福島第一原子力発電所の20km以遠のモニタリングの充実

福島第一原子力発電所の事故を受け、20km以遠の地域のモニタリングについて以下のとおり充実を図りつつ、実施している。

1. 空間放射線量率の測定

① カーモニタリング

文部科学省、福島県、警察庁、防衛省、電力会社等の関係機関と協力して、モニタリングカーを用いて、福島第一原子力発電所の20km以遠の放射線量率を測定し、結果を発表している。

特に、現状の定点観測地点の測定頻度を減らして、原子力安全委員会から要請のあったポイントにおいて空気中放射性物質濃度の測定を行うとともに、広域な汚染地域の効率的なモニタリングのために、空間線量率等の測定を行い、測定データが不足している地域を補完する。

② 簡易型線量計の設置による固定測定点の増加

簡易型線量計を設置し、集積線量を測定するための固定測定点を増加し、積算放射線量を測定し、1日毎の積算放射線量を発表。

2. 放射能濃度の測定（空気中、地表面・土壌）

① 空気中のダスト、地表面・土壌のサンプリング

モニタリングカーに積載したエアサンプリング装置を用いて、原子力安全委員会から要請を受けたポイントにおいて、ダスト等を採取し、空気中の放射性物質濃度を測定するとともに、福島第一原子力発電所の20km以遠における放射線量の高い地域から優先的に土壌をサンプリングして、放射能濃度を測定し、結果を発表している。

② ベータ核種分析

上記のうち、ヨウ素とセシウム放射能濃度の高い試料については、ベータ線の影響把握のため、ストロンチウム90の放射能濃度を今後測定する。

3. 航空機モニタリング

本日、JAXAの小型機に原子力安全技術センターの放射線測定器を搭載し、福島第一原子力発電所30km以遠の空間線量率について測定を実施。

また、防衛省の航空機により、茨城～新潟、福島上空の放射能濃度の測定を試験的に実施。

4. 海域モニタリング

(独)海洋研究開発機構の調査船が福島沖8地点において海水等を採取、放射能濃度等の分析結果を3月24日から発表。当分の間、一日1回8地点の採取を行う。

II. 全国環境放射能調査の強化

文部科学省は、従来から都道府県に委託し、空間線量率、大気から地表への降下物、上水（蛇口水）について測定し、結果を発表している。福島第一原子力発電所の事故を受け、緊急に調査の頻度を毎日に増やしている。